

八幡市監査委員告示第13号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年1月30日

八幡市監査委員 大 高 友 紀

八幡市監査委員 清 水 章 好

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を、八幡市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

総務部〔財政課、IT推進課、危機管理課、契約検査課、総務課〕

第3 監査の着眼点

令和5年度執行分の市の事務の執行及び財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

第4 監査の主な実施内容

監査対象課等から提出された監査資料及び抽出した項目を対象に関係資料の提出を求めて書類審査を行った。

また、関係職員に、事務事業の概要及びその執行状況等の説明を求め、さらに質問を加えて監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

事前に監査委員事務局の事務室等において書類審査を実施するとともに、令和6年7月25日及び同年10月16日に監査委員室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。今後とも引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

また、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽微な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

なお、一部の事務について、次に示すように改善、検討を要する事項が見受けられたので意見を述べる。

【意見・要望事項】

[財政課]

いくつかの課等で補助金事務の添付書類に一部不備があり、財政課にも合議されていたが確認ができていない状態であったため、今後、再発防止に努められたい。

[IT推進課]

特に意見・要望する事項はなかった。

[危機管理課]

特に意見・要望する事項はなかった。

[契約検査課]

いくつかの課等で昨年度指摘している分割発注が継続して行われている実態が見受けられた。

適正な入札等を行うことにより、可能な限り低廉な価格となるように努めなければならないため、全課に契約事務の指導や周知などの対策を講じられたい。

[総務課]

庁舎のバリアフリースイレ改修工事において、改修に伴う案内用の点字サイン看板の変更が約5ヵ月遅れていた。利用者の安全面や工事費の観点からも、工事完了に合わせて同時に変更すべきであるため今後は注意されたい。